



【減量基準】

パベンチオ

副作用	程度*	処置
間質性肺疾患	Grade 2の場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
	Grade 3、4又は再発性のGrade 2の場合	本剤の投与を中止する。
肝機能障害	AST若しくはALTが基準値上限の3～5倍、又は総ビリルビンが基準値上限の1.5～3倍に増加した場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
	AST若しくはALTが基準値上限の5倍超、又は総ビリルビンが基準値上限の3倍超に増加した場合	本剤の投与を中止する。
大腸炎・下痢	Grade 2又は3の場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
	Grade 4又は再発性のGrade 3の場合	本剤の投与を中止する。
甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、副腎機能不全、高血糖	Grade 3又は4の場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
心筋炎	新たに発現した心徴候、臨床検査値又は心電図による心筋炎の疑い	休業又は投与中止する。
腎障害	Grade 2又は3の場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
	Grade 4の場合	本剤の投与を中止する。
infusion reaction	Grade 1の場合	投与速度を半分に減速する。
	Grade 2の場合	投与を中断する。患者の状態が安定した場合（Grade 1以下）には、中断時の半分の投与速度で投与を再開する。
	Grade 3又は4の場合	本剤の投与を中止する。

副作用	程度*	処置
上記以外の副作用	Grade 2又は3の場合	Grade 1以下に回復するまで休業する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Grade 4又は再発性のGrade 3の場合</li> <li>・ 副作用の処置としての副腎皮質ホルモン剤をプレドニゾン換算で10mg/日相当量以下まで12週間以内に減量できない場合</li> <li>・ 12週間を超える休業後もGrade 1以下まで回復しない場合</li> </ul>	本剤の投与を中止する。

※：GradeはNCI-CTCAE（Common Terminology Criteria for Adverse Events）v4.0に準じる。